

経済産業省

貿易経済協力局

安全保障貿易管理課 猪狩課長殿

安全保障貿易審査課 和爾課長殿

（写）安全保障貿易管理課

熊野課長補佐殿、杉浦係長殿

安全保障貿易審査課

大崎総括課長補佐殿、吉田係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

制度専門委員会 制度・手続分科会

主査 稲村 國康

需要者のあり方に関する要望

1. <はじめに>

需要者の特定とその客観的な確認は、安全保障輸出管理の根幹のひとつで、従前より重要事項と認識するところです。その上で、運用通達の別表第3、輸出関係書類の記載要領の1-3-3に「需要者」の欄に「貨物を費消し、加工する者」が需要者であって、その中のなお書きにおいて、「なお、輸出時点から全く形状・性質が変更された物を費消し、又は加工する者」は、ここでいう需要者には該当しない、とされています。

そこで、需要者の整理、あり方として、ビジネスの態様も踏まえ、その対象に差異が生じないように明確化したく、以下に考察し、要望等をまとめましたので、ご検討を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、需要者を考えるにあたり、ポイントとなる輸出時点から全く形状・性質が変更された物の観点から、輸出貨物の2つの類型、① 装置・機器と② 組込用部品において、それぞれについて考察いたします。

2. <考察>

1) 装置・機器

輸出貨物である装置・機器は、スタンドアローンとして他の貨物に組込等されることなく、あくまでも独立した存在として単独で機能し、製造等に使用され、輸出時点から全く形状・性質が変更されない物です。

よって、輸出貨物を使用する者を需要者と整理し、仮に当該輸出貨物が当初の需要者から再販売、再輸出が行われれば、その需要者は変更されるものと考えます。

2) 組込用部品

輸出貨物である組込用部品は、他の貨物に組み込まれ、組込先の貨物の機能等の一部を構成することを前提とした部分品です。すなわち、部分品として正当に他の貨物に組み込まれ、他の貨物の部分をなすものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断し得る場合においては、輸出貨物は組込先貨物の一部となり、また、その性質も組込先貨物に依存し、輸出時点から変更された物と位置付け得ると思えます。

よって、輸出貨物を正当に他の貨物に組み込み、他の貨物の製造等において、その機能等を実現するために当該輸出貨物を組込む者を需要者と整理いたします。

たとえば、仮に当該組込先貨物が需要者から販売、輸出される場合においては、その販売先や輸出先の相手方は、あくまでも輸出貨物が組み込まれる当該他の貨物の需要者であって、輸出貨物の需要者とはならないと思えます。

また、これは、そのビジネスの態様においても合理的と考えるところです。

そこで、上記 2. <考察> を踏まえ、以下の 3. <貴省 安全保障貿易管理ホームページ> の Q & A 全貨物共通の 5. 事前同意手続コーナー (Q & A 1 4) の指針、指導内容における課題等を、次頁以降の 4. <状況整理> にまとめました。

3. <貴省 安全保障貿易管理ホームページ>

▼ Q 1 4 : 質問 2017/6/1

既に輸出済みの本体機の交換部品として使用するための部品が該当品であるため、輸出許可を取得して輸出しました。当該部品は現在本体機に組み込まれて、使用されています。このたび、本体機が他国に売却されることになりました。この場合、輸出許可取得時の誓約書にしたがって、本体機に組み込まれた部品の再輸出の事前同意を得る必要があるのでしょうか。

▲ A 1 4 : 回答

原則、部品として別の装置に組み込まれるケースは費消にはあたりません (つまり、許可を得て輸出された当該部品は、引き続き『輸出許可対象の管理貨物』である点、ご留意下さい)。

したがって、本体機に組み込まれた部品については、輸出許可取得時の誓約書のしたがって再輸出の事前同意を得る対象となります。

また、該当貨物が、輸出後に別の装置に部品として組み込まれる場合に、当該部品価額が本体価額の10%未満であったとしても、それをもってただちに当該該当貨物が非該当化したとはみなされません。判断に迷われる場合は、安全保障貿易審査課までお問い合わせ下さい。

(注) 上記の例外として、3項品のポンプとバルブが半導体製造装置の組み込まれた場合については、半導体製造装置に正当に組み込まれた段階で費消されたと認められるため、再輸出等の事前同意を得る必要はありません
(Q&Aの個別貨物「9. 弁、ポンプ等(別表第1の3項(2)、3の2項(2)等) <添付書類関係>」のQ3を参照)。

4. <状況整理>

① たとえば、日本から半導体製造装置(輸出令別表第1の16項該当)をA国へ輸出するにあたり、その構成部品の絶対圧力計(輸出令別表第1の2の項(33)該当)が、日本で正当に組み込まれ、また、運用通達の10%ルールにより半導体製造装置の主要な要素となっていない場合においては、該当しないものとして扱い、許可の対象とはなりません。その後、当初の輸出先であるA国の需要者から他の外国B国へ当該半導体製造装置が再輸出される場合、そもそもA国への輸出にあたり、許可の対象でないため、事前同意の対象ともなりません。

② 一方、日本から許可の対象でなく輸出された半導体製造装置において、その構成部品である絶対圧力計(輸出令別表第1の2の項(33)該当)を1対1の交換として、日本からA国へ単体で輸出するとします。その後、日本でなくA国において、この主要な要素となっていない絶対圧力計が改めて正当に組み込まれた半導体製造装置が、当初のA国の需要者から他の外国B国へ再輸出される際、仮に上記Q&A14の指針の通りといたしますと、再輸出に係る事前同意を得る対象となり得るとも読めます。

ただ、この状況において、上記①の日本で他の貨物に正当に組み込み、主要な要素となっていない場合と上記②のA国で他の貨物に正当に組み込み、主要な要素となっていない場合の運用に差異が生じ、輸出管理のあり方としての合理性を担保できないのではとも思えます。

また、そもそも組込用部品である絶対圧力計が半導体製造装置に正当に組み込まれ、主要な要素となっていない時点で、絶対圧力計は半導体製造装置の一部となり、組込先である当該装置の一部の機能に変更されたと整理し得るかと存じます。

よって、絶対圧力計を A 国で半導体製造装置に正当に組み込み、かつ主要な要素となっていない場合においては、組込先貨物である半導体製造装置の A 国での製造において、輸出貨物である絶対圧力計を組込む者を需要者と整理し、半導体製造装置が、この A 国の需要者から他の外国 B 国へ輸出される場合、その B 国の相手方は、半導体製造装置への組込用部品である絶対圧力計における需要者とならないと考えます。

- 1) 上記 Q & A 1 4 における例外として、なぜか半導体製造装置と輸出令別表第 1 の 3 項品のポンプ、バルブの関係に限定された書きぶりとなっており、ポンプ、バルブ以外の他の組込用部品に適用できないかのようにも見受けられます。

5. <要望>

上記 2.<考察>及び 4.<状況整理>を踏まえ、3.<貴省の安全保障貿易管理ホームページ>の Q & A の全貨物共通の 5. 事前同意手続コーナー (Q & A 1 4) の趣旨は理解するところではありますが、組込先の他の貨物に正当に組み込まれかつ主要な要素となっていない場合においては、需要者に係る運用に誤解や差異が生じ得ると思われるため、この Q & A 1 4 における指針の妥当性を再検証いただき、その補正等をご検討いただくよう要望いたします。

以上